

# 「ながさき土曜学習応援団」設置要綱

(趣旨)

第1条 長崎県教育委員会は、すべての子供たちの土曜日等の教育活動の充実を図るとともに、長崎っ子の「夢・憧れ・志」を育むため、「地域子ども教室推進事業」等を支援する県内の大学や事業所・団体、地域の人材（以下「大学・事業所・地域人材等」という。）を認証・登録し、「ながさき土曜学習応援団」を設置する。

(事務局)

第2条 「ながさき土曜学習応援団」の事務局を長崎県教育庁生涯学習課（以下「事務局」という。）に置く。

(認証)

第3条 長崎県教育委員会は、「ながさき土曜学習応援団」の趣旨に賛同し、講師情報登録票を提出した大学・事業所・地域人材等を認証する。ただし、次に掲げる大学・事業所・地域人材等は対象外とする。

- (1) 法令等の規定により子供、若者等の立入りが規制されている
- (2) 宗教又は政治活動を主たる目的としている
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある
- (4) その他、「ながさき土曜学習応援団」としてふさわしくないと認められる。

(登録)

第4条 事務局は認証された大学・事業所・地域人材等を「ながさき土曜学習応援団」の団員（以下「団員」という。）として登録し、団員は以下の「地域子ども教室推進事業」等に対する支援活動のいずれか一つ以上を原則として無償で提供する。

- (1) 講師の派遣
- (2) 体験イベント、学習講座等の開催
- (3) 指導者研修への協力
- (4) 教育活動に対する施設等の開放や助成等、その他団員が協力可能な教育活動への支援

(活動)

第5条 団員への支援活動依頼は、「地域子ども教室推進事業」等を実施する者が直接行い、団員はその依頼に基づいて支援活動を行う。なお、支援活動に関する内容、旅費、教材費、保険料等の必要経費、事故等による責任の所在等は支援活動の依頼者と団員間の二者で取り決めるものとする。

(団員の権利等)

第6条 団員は、大学・事業所・地域人材等としての活動において、「ながさき土曜学習応援団」の名称を使用することができる。

2 事務局は、団員の大学・事業所・地域人材等の情報、活動分野と具体的な活動内容、企画情報、活動状況等を事務局が管理する長崎県教育庁生涯学習課ホームページに掲載する。ただし、団員の個人情報は除くものとする。

(登録期間)

第7条 団員としての登録期間は3年間とし、以降、自動更新する。

(活動状況等の把握)

第8条 事務局は定期的に団員としての活動状況等について、把握するものとする。

(変更・取消し)

第9条 団員は、支援活動等の登録事項に変更がある場合は、すみやかに事務局に届出を行う。また、団員としての登録を取り消す場合は、すみやかに事務局へ連絡し、登録取消届出書を提出しなければならない。

(除名)

第10条 長崎県教育委員会は、団員が下記に該当する場合に、登録の取り消し又は除名することができる。

- (1) 大学・事業所・地域人材等の都合により支援活動を行うことができなくなった場合
- (2) 「ながさき土曜学習応援団」の構成員としてふさわしくないと認められる場合

附 則

平成27年	11月1日	施行
平成29年	4月1日	一部改正
平成30年	4月1日	一部改正
平成30年	6月1日	一部改正
令和4年	6月1日	一部改正
令和5年	4月1日	一部改正